

次期香川県消費者教育推進計画 骨子（案）

第1 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

○計画に関する背景と県の計画策定に関する考え方

2. 計画の位置付け

○根拠法令と国の基本的な方針について

3. 計画の期間

○令和5年度～9年度

第2 消費者を取り巻く現状と課題

1. 消費生活相談の状況等

○相談件数の推移、相談者の年齢構成、相談件数、内容等について記述

2. 消費生活に関する県民意識

○令和4年度に実施（実施中）した県政世論調査の結果について記述

3. 消費者の多様化

(1) 高齢化の進行（高齢者の消費者被害の状況）

○高齢者が巻き込まれた被害の状況、相談件数、内容について記述

(2) 成年年齢の引き下げ（若年者の消費者被害の状況）

○成年年齢の引き下げを含めた若年層を取り巻く状況、相談件数、内容について記述

※成年年齢の引下げ（令和4年4月改正民法施行）に伴う消費者トラブル

(3) その他の状況

○孤独・孤立の顕在化（単身世帯化・コロナ禍での接触減）や在留外国人等の増加に伴う消費者問題について記述

4. 社会情勢の変化

(1) 社会のデジタル化の進展（デジタル化に伴う消費者被害の状況）

○電子商取引の拡大に伴う被害の状況、相談件数、内容について記述

※コロナ禍によるデジタル化の急速な進展による消費者トラブル

(2) 持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり

○消費者市民社会への参画要請を中心に、持続可能な社会実現に向けた環境等に配慮した消費行動について記述

(3) 自然災害等の緊急時対応

○自然災害やコロナ禍等の緊急時における消費者問題について記述

※品薄、買い占め等の消費者問題

※デマの拡散や不確かな情報に基づく消費行動

第3 消費者教育の現状と課題

1. 教育機関における消費者教育

○小中学校、高校、大学等における消費者教育について記述

2. 地域における消費者教育

○公民館など社会教育施設等における消費者教育について記述

3. 職域における消費者教育

○事業者、事業者団体等における消費者教育について記述

第4 消費者教育の推進施策

1. 消費者教育の目指すもの

○推進法、基本方針を踏まえて県として目指すべき方向を記述

消費者市民社会を目指すことの重要性、理解及び関心を深めるための消費者教育を推進することを記述

2. 消費者教育推進のための重要施策

○消費者教育を推進するための重要施策について記述

①消費者の自立を支援するため、県民の誰もが生涯を通じ、様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供

②自立した消費者を育成する役割を担う教職員等に、消費者教育の研修を実施し、情報を提供

③自らの力で消費者被害を防ぐことが困難な高齢者や障害者などを支援する民生委員や介護事業所で働く介護従事者等に、消費者教育の研修を実施し、情報を提供

④市町、地域包括支援センター、消費者団体など多様な主体と連携して消費者教育を推進

⑤消費生活センターの拠点化と消費生活コーディネーターなど人材の育成を推進

3. 消費者教育推進のための重要施策の事業の内容

○重要施策について、それぞれの事業内容について記述

※消費者の多様化や社会情勢の変化による新しい課題への対応は、既存の各重要施策の中で記載する。

第5 計画の推進体制等

○推進体制、計画の進行管理・評価について記述